

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【社会保険上の扶養と税務上の扶養】

- 1 社会保険上の扶養とは
- 2 社会保険上の扶養に関する法改正
- 3 税務上の扶養とは
- 4 扶養に関するQ & A

1 社会保険上の扶養とは

社会保険上の扶養とは、一定の要件を満たした被保険者の親族が、被扶養者として保険料の負担なく健康保険等の社会保険制度に加入できる制度です。

被扶養者になるための条件には、「親族の範囲」と「収入要件」があります。

【被扶養者の対象となる親族の範囲】

- ・配偶者（事実婚を含む）
- ・子、孫および兄弟姉妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属
- ・被保険者と同居している 3 親等内の親族（例：伯叔父母、甥姪など）
- ・被保険者と同居している 内縁関係の配偶者の父母および子

【収入要件】

- ・年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または障害者の場合は 180 万円未満）
- ・かつ、同居の場合：収入が被保険者の収入の半分未満
別居の場合：収入が被保険者からの仕送り額未満

年間収入は、給与や賞与などの総収入額から税金や社会保険料を差し引く前の金額を指します。

また、対象となる収入は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収入ではなく、被扶養者として認定される日から向こう 1 年間の見込み収入です。例えば、9 月に退職して収入がなくなった場合、1 月～9 月の間に 130 万円以上（または 180 万円以上）の収入があっても今後 1 年間の見込み収入が 130 万円未満

であれば、社会保険上の扶養に入ることが可能です。

なお、社会保険上の扶養における収入には、雇用保険の失業等給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。

担当：菊池

2 社会保険上の扶養に関する法改正

2025 年 10 月 1 日以降の扶養認定について、一部、収入要件の取り扱いが変更されました。

この改正は、2025 年度の税制改正を踏まえたものであり、昨今の深刻な人手不足への対応を目的とした見直しとなります。

【変更点】

19 歳以上 23 歳未満（扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢）の方について、年間収入要件が従来の 130 万円未満から 150 万円未満へと引き上げられました。

【実務における注意点】

1. 「被保険者の配偶者を除く」方が対象となり、配偶者については従来通り 130 万円未満の要件が適用されます。（配偶者にはいわゆる事実婚の場合を含む）
2. 19 歳以上 23 歳未満の年齢要件は、所得税法と同様に扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。
例）2025 年 11 月に 19 歳の誕生日を迎える方の場合
→2025 年は「19 歳以上」に該当し年間収入要件は 150 万円未満となります。その後、2029 年 11 月に 23 歳を迎えたときには、2029 年は「23 歳以上」となる年間収入要件は再び 130 万円未満に戻るようになります。
3. 学生であることの要件は求められず、年齢によって判断します。

担当：加藤

3 税務上の扶養とは

税務上の扶養とは、所得税の計算上、対象者の状況や所得額に応じて本人の給与所得から控除を受けられるものです。控除の対象となるのは原則として所得が 58 万円以下（※）の親族（配偶者、6 親等内の血族、3 親等内の姻族）をいいます。

※2025 年 11 月までは 48 万円となります。

所得とは、給与や売上等の総支給額である収入から必要経費を差し引いた額で、課税の対象となるものです。給与収入だけの場合は、必要経費分として「給与所得控除額（最低保障額 65 万円 ※）」を給与収入から差し引きます。所得＝給与収入額－65 万円が所得となりますので、給与収入が 123 万円以下であれば、所得が 58 万円以下になり、控除の所得要件を満たします。なお、課税対象となる収入には非課税の通勤手当や出張時の日当等は含まれません。

※2025 年 11 月までは最低保障額が 55 万円となります（給与収入では 103 万円以下）。

所得税は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得を元に計算されます。そのため、扶養となるか否かも年単位となり、扶養となる方の所得も年額で判断します。例えば今年の 1 月から 8 月までは就業していたが退職し、9 月から収入が 0 円になったとしても、1 月から 8 月の収入から算出した所得がすでに 58 万円を超えている場合は今年の扶養になりません。

担当：佐藤

4 扶養に関する Q & A

最後に、社会保険上の扶養、税務上の扶養に関する Q&A を 5 つ紹介します。

Q1. 配偶者（35 歳）は毎月「給与 10 万円・非課税通勤費 1 万円」ですが、扶養に入れますか？

A. 【社会保険上の扶養】

通勤費も年収に含むため、年収見込 130 万円以上となり扶養に入れません。

ただし、配偶者が 60 歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者に該当する場合は、扶養要件の年収見込額が 180 万円未満となるため、扶養に入れます。

【税務上の扶養】

非課税通勤費は収入に含まれないため、収入 120 万円の場合、給与所得控除後の所得は 55 万円となり、扶養の基準（所得 58 万円以下）を満たすため、配偶者控除の対象となります。

※控除を受ける所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下である必要があります。

Q2. 子供（20 歳）が大学進学で別居しているため仕送りをしているが、子供のアルバイト年収 180 万円の場合、扶養に入れますか？

A. 【社会保険上の扶養】

年収見込 150 万円以上になるため、扶養には入れません。

【税務上の扶養】

収入 180 万円の場合、給与所得控除後の所得は 115 万円となり扶養控除の対象にはなりません
が、19 歳以上 23 歳未満であり、所得が 123 万円以下のため、2025 年度の税制改正により創設
された特定親族特別控除の対象になります。

Q3. 実母（66 歳）は年金を年間 170 万円受給しているが、扶養に入れますか？

A. 【社会保険上の扶養】

公的年金も年収に含みますが、年収 180 万円未満のため、扶養に入れます。

【税務上の扶養】

年金収入 170 万円の場合、公的年金等控除後の所得は 60 万円となり扶養控除の基準（所得 58 万円以下）を超えるため、扶養控除の対象になりません。

Q4. 育児休業中の配偶者（35 歳）は扶養に入れますか？

A. 【社会保険上の扶養】

配偶者自身で社会保険に加入している場合は扶養に入れませんが、社会保険の被保険者ではない場合、育児休業給付金を受給していても年収見込 130 万円未満であれば扶養に入れます。なお、育児休業給付金や傷病手当金など継続的に支給されるものは年収に含まれます。

【税務上の扶養】

育児休業給付金は非課税のため、他に所得が無ければ、配偶者控除の対象となります。

※控除を受ける所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下である必要があります。

Q5. 配偶者（35 歳）が年の途中で退職し、その後専業主婦（夫）となった場合、扶養に入れますか？

A. 【社会保険上の扶養】

退職後の年収見込が 130 万円未満（＝専業主婦（夫）になる場合 0 円）であれば扶養に入れます。ただし、雇用保険失業給付の基本手当日額が 3,612 円以上の場合、失業給付受給中は扶養に入れません。

【税務上の扶養】

退職前の収入が 123 万以下の場合は、給与所得控除後の所得は 58 万円以下となり、扶養の基準（所得 58 万円以下）を満たすため、配偶者控除の対象となります。なお、雇用保険失業給付は非課税となり収入には含まれません。

なお、年末時点で退職前の収入が 201 万円以下であれば、配偶者特別控除の対象です。

※控除を受ける所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下である必要があります。

担当： 外賀

お知らせ / ご案内

弊所代表の山口が行うセミナーをご案内いたします。

■2025 年 11 月 12 日（水）14:30～17:00

■『辞めない！伸びる！伝わる！令和式コミュニケーション術』

～Z世代の部下と信頼関係を築く“育てる上司”への第一歩～

<https://ys-office.box.com/s/0xnbuwqv1e3odbcc0y9y97s7ey5xqrzy>

■2025 年 10 月 28 日（火）13:00～16:00

■『65歳定年延長の実務対応』

～実施前の準備、定年延長の実務、給与・退職給付制度の改定～

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11273>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage： <https://www.ys-office.co.jp> Facebook： <http://www.facebook.com/ysoffice>

YouTube： <https://www.youtube.com/@Ys-office/featured> X： https://x.com/sr_ysoffice



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office